

第 2 期
豊山町国民健康保険
特定健康診査等実施計画

(計画期間：平成 2 5 年度～平成 2 9 年度)

豊山町国民健康保険
平成 2 5 年 2 月

目次

序章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨	1
2 特定健康診査・特定保健指導の実施の基本的な考え方	1
3 計画の性格	2
4 計画の期間	2
5 計画の将来目標値	2

第1章 第1期特定健康診査・特定保健指導の実施結果

1 特定健診の状況	3
2 特定保健指導の状況	4
3 メタボリック該当者及び予備群の減少率	5

第2章 第2期特定健康診査・特定保健指導の実施

1 課題	6
2 豊山町国民健康保険の目標	6
3 特定健康診査の実施	7
4 特定健康診査・特定保健指導の流れ	8
5 特定保健指導の実施	8
6 特定健康診査・特定保健指導の周知案内方法	10
7 外部委託等について	11
8 実施体制について	11
9 年間実施スケジュール	12

第3章 個人情報保護

1 特定健康診査・特定保健指導の記録・データの保管、管理体制	13
2 個人情報保護対策	13

第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

第5章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

第6章 その他関連事項

1 担当部署等について	13
2 健康増進法等による健康診査等との関連	13

別表1 特定健康診査・特定保健指導のフロー図

別表2 特定保健指導対象者のフロー図

序章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

生涯にわたって生活の質の維持・向上のためには、糖尿病、高血圧症、高脂血症等の発症、あるいは重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた取り組みが重要であり、緊急の課題となっている。

健康診査等の保健事業については、老人保健法や医療保険各法に基づいて、市町村、企業、医療保険者によって実施されてきたが、各健康診査の役割分担が不明確であり、かつ受診者に対するフォローアップが不十分であるとの指摘がされてきた。

こうした状況に対応するため、平成18年6月に「医療制度改革関係法」が成立した。さらに生活習慣病の予防の徹底を図るため、平成20年4月に「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられた。特定健康診査・特定保健指導を実施することにより、①将来の医療費の削減効果が期待され、医療保険者が恩恵を受ける②医療費のデータと健康診査・保健指導のデータを突合することができ、より効果的な予防事業を行うことができる③未受診者・中断者を把握し、受診勧奨などにより疾病予防や重症化防止等が大いに期待されている。

豊山町国民健康保険においても、国の「特定健康診査等基本指針」に沿って、平成20年3月に「豊山町特定健康診査等実施計画」（第1期計画 計画期間：平成20年度～平成24年度）を策定し、事業を実施してきた。

本計画は、第1期における特定健康診査及び特定保健指導の実施結果等を踏まえ、計画の見直しを行い、新たに第2期計画を策定するものである。

2 特定健康診査・特定保健指導の実施の基本的な考え方

特定健康診査は、内臓脂肪症候群いわゆるメタボリックシンドローム（以下、「メタボリック」という。）に着目した検査項目で生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする者を抽出するために実施する。

特定保健指導は、特定健康診査の結果により、健康の保持に努める必要がある者（メタボリック該当者・予備群）に対し、将来予測を踏まえた保健指導を行い、生活習慣の改善につなげることにより、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群の減少を図るために実施する。

なお、対象者は40歳から74歳となる者で、実施年度の1年を通して豊山町国民健康保険に加入している者とする。

3 計画の性格

この計画は、国の特定健康診査等基本指針に基づき、豊山町国民健康保険が策定する計画であり、愛知県医療費適正化計画と十分な整合性を図るものとする。

4 計画の期間

この計画は、5年を一期とし、第1期は平成20年度から平成24年度まで、第2期は平成25年度から平成29年度までとし、5年ごとに見直しを行う。

5 計画の将来目標値

この計画の実行により、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を平成29年度までに30%削減することを目標とする。

第 1 章 第 1 期特定健康診査・特定保健指導の実施結果

1 特定健診の状況

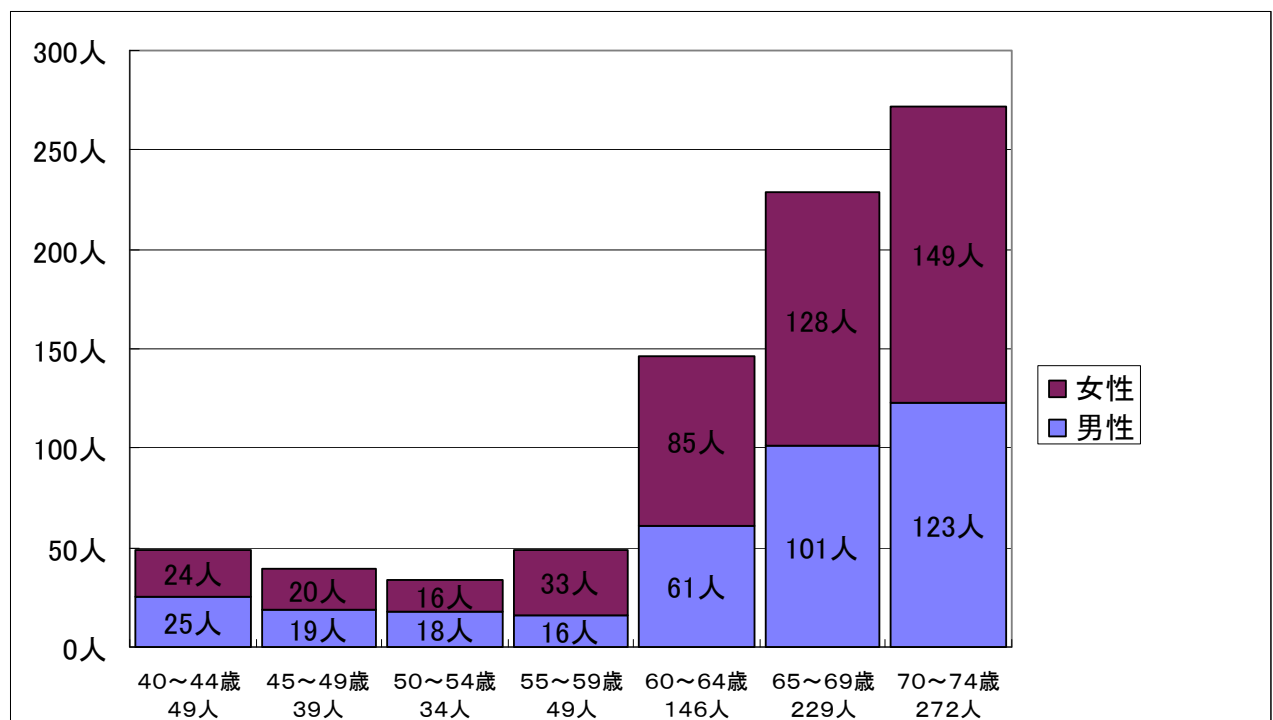
特定健診受診者数

平成 20 年度から平成 23 年度の特定健診の受診状況は以下のとおりである。

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
特定健康診査対象者数	2,633 人	2,627 人	2,638 人	2,754 人
特定健康診査受診者数	787 人	738 人	779 人	818 人
健 診 受 診 率	29.9%	28.1%	29.5%	29.7%
目 標 人 数	922 人	1,182 人	1,451 人	1,652 人
目 標 受 診 率	35.0%	45.0%	55.0%	60.0%

(法定報告)

平成 23 年度の特定健診受診者数を年齢別で見ると、「50～54 歳」が最も少なく、55 歳以降の年齢が上がるごとに増加している。また、男女別では、男性 44.4%、女性 55.6%で女性の割合が多くなっている。



(法定報告)

2 特定保健指導の状況

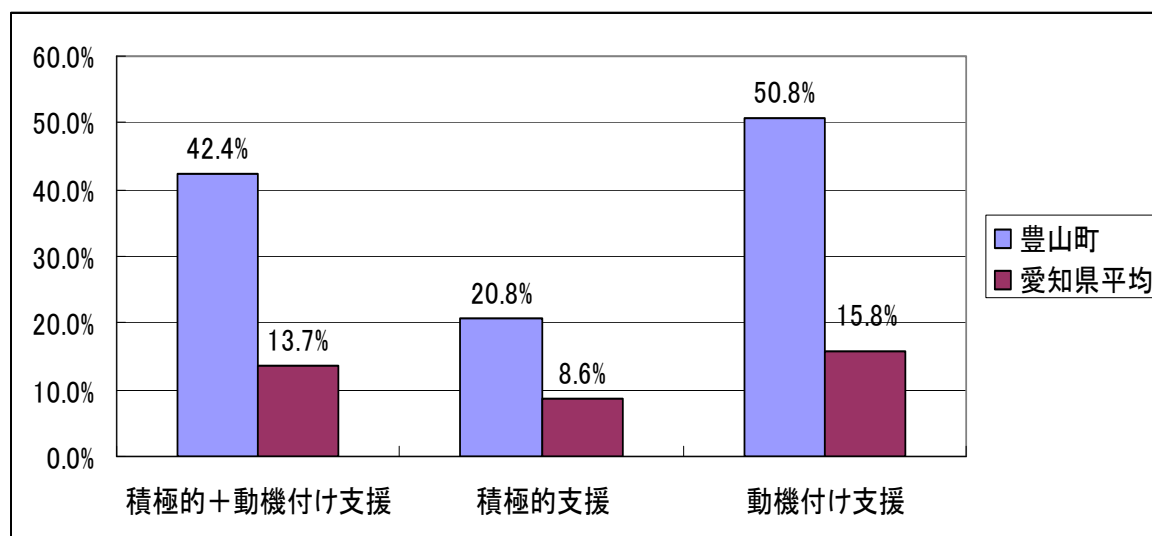
特定健診指導の実施率（終了率）

平成20年度から平成23年度の特定保健指導の実施状況は以下のとおりである。

		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度
特定保健指導対象者数		102 人	66 人	78 人	85 人
内訳	積極的支援	28 人	18 人	24 人	24 人
	動機付け支援	74 人	48 人	54 人	61 人
特定保健指導終了者数		16 人	10 人	14 人	36 人
内訳	積極的支援	5 人	3 人	5 人	5 人
	動機付け支援	11 人	7 人	9 人	31 人
特定保健指導の終了割合 (実施率(終了率))	豊山町	15.7%	15.2%	17.9%	42.4%
	愛知県平均	8.6%	12.1%	11.9%	13.7%
目標実施率（終了率）		20%	30%	35%	40%

(法定報告)

【平成23年度特定保健指導終了率】



(法定報告)

平成23年度の特定保健指導の終了率は42.4%であり、積極的支援は20.8%、動機付け支援は50.8%である。積極的支援、動機付け支援ともに愛知県平均より多く、全体の実施率（終了率）では愛知県内で第3位の高率となっている。

3 メタボリック該当者及び予備群の減少率

(1) メタボリック該当者（「積極的支援」該当者）の減少率

メタボリック該当者と認められた者のうち、翌年度に改善された者として減少した割合は、平成21年度25.2%、平成22年度11.9%、平成23年度21.3%となっている。

H20 年度	H21 年度	人数	割合	減少率	
メタボリック 該当者	メタボリック該当者	8 0 人	74. 8%	豊山町	愛知県平均
1 0 7 人	メタボリック予備群該当者	1 0 人	9. 3%	25. 2%	23. 6%
	非該当者	1 7 人	15. 9%		

H21 年度	H22 年度	人数	割合	減少率	
メタボリック 該当者	メタボリック該当者	7 4 人	88. 1%	豊山町	愛知県平均
8 4 人	メタボリック予備群該当者	2 人	2. 4%	11. 9%	23. 0%
	非該当者	8 人	9. 5%		

H22 年度	H23 年度	人数	割合	減少率	
メタボリック 該当者	メタボリック該当者	7 4 人	78. 8%	豊山町	愛知県平均
9 4 人	メタボリック予備群該当者	1 0 人	10. 6%	21. 3%	22. 9%
	非該当者	1 0 人	10. 6%		

(法定報告)

(2) メタボリック予備群（「動機付け支援」該当者）の減少率

メタボリック予備群と認められた者のうち、翌年度に改善された者として減少した割合は、平成21年度30.7%、平成22年度24.2%、平成23年度18.9%となっている。

H20年度	H21年度	人数	減少率	
メタボリック予備群該当者	メタボリック予備群該当者	61人	豊山町	愛知県平均
88人	非該当者	27人	30.7%	22.7%
H21年度	H22年度	人数	減少率	
メタボリック予備群該当者	メタボリック予備群該当者	47人	豊山町	愛知県平均
62人	非該当者	15人	24.2%	22.1%
H22年度	H23年度	人数	減少率	
メタボリック予備群該当者	メタボリック予備群該当者	43人	豊山町	愛知県平均
53人	非該当者	10人	18.9%	22.1%

(法定報告)

第2章 第2期特定健康診査・特定保健指導の実施

1 課題

【特定健診】

- ・受診率の向上のため、未受診者及び継続受診者への働きかけを行う。

【特定保健指導】

- ・指導方法においては現状を保持し、さらなる実施率（終了率）の向上に取り組む。
- ・メタボリック該当者の減少率の向上に努める。

2 豊山町国民健康保険の目標

国が示す特定健康診査等基本指針に掲げる目標値を基に、豊山町国民健康保険の目標値を以下のとおり設定する。

①特定健康診査の受診率

平成29年度 60%

②特定保健指導の実施率

平成29年度 60%

③目標設定時（平成25年度）と比較したメタボリック該当者・予備群の減少率

平成29年度 30%

④平成25年度から29年までの各年度の目標値は次のとおり

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
特定健康診査の受診率	35%	40%	45%	50%	60%
特定保健指導の実施率（終了率）	45%	48%	50%	55%	60%
メタボリック該当者の減少率					30%

《参考》国の設定する被保険者種別ごとの目標

保険者種別	全国 目標	市町村 国保	国保 組合	全国健康 保険協会	単一 健保	総合 健保	共済 組合
特定健診の 受診率	70%	60%	70%	65%	90%	85%	90%
特定保健指 導の実施率	45%	60%	30%	30%	60%	30%	40%

3 特定健康診査の実施

(1) 実施方法及び実施場所

特定健康診査については、対象者の利便性等を考慮し、保健センターを会場として受診する「集団方式」と医療機関で受診する「個別方式」の二方式で実施する。

実施方法	集団方式	個別方式
実施場所	保健センター	委託医療機関
時期・期間	6月・8月・10月	6月～12月
委託等の有無	有り	有り（西名古屋医師会）

(2) 結果通知

集団方式の場合は、受診の約1か月後を目途に、健診結果説明会を保健センターで行う。

個別方式の場合は、委託医療機関において個別に行う。

(3) 特定健康診査の内容

メタボリックに着目した生活習慣病予防のための保健指導を必要とするものを抽出する健診項目とする。平成22年度より、腎機能（クレアチニン）に関する項目を追加した。第2期計画期間においても継続するとともに、国の指導等に合わせて必要な項目があれば追加する。

【具体的な健診項目】

- ① 問診（服薬歴、喫煙歴等）
- ② 身体測定（身長・体重・肥満度・腹囲）
- ③ 理学的所見（身体診察）
- ④ 血圧測定・検尿（尿糖・尿蛋白）
- ⑤ 血液検査
 - ア 脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - イ 血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビンA1c）
 - ウ 肝機能検査（GOT, GPT, γ -GTP）
 - エ 腎機能（クレアチニン）

【詳細な健康診査の項目】

一定の基準により、医師が必要と判断した場合に以下の検査を実施する。

- ① 心電図検査 ② 眼底検査 ③ 貧血検査

※心電図検査と眼底検査は、前年の健診結果等において①血圧②脂質③血糖④肥満のすべての項目について以下の判定基準に該当した者に実施する。貧血検査は、貧血の既往歴を有するもの又は視診等で貧血が疑われる者に実施する。

4 特定健康診査・特定保健指導の流れ

別表 1 のとおり

5 特定保健指導の実施

特定保健指導は、特定健康診査結果に基づき、下表のとおり「情報提供」、「動機付け支援」と「積極的支援」の3段階に分け（階層化）実施する。

階層	対象者	内 容
情報提供	特定健康診査受診者 (全員)	生活習慣を見直すきっかけとなるよう、健診結果に合わせて、基本的な情報提供を行う。
動機付け 支援	メタボリックのリスク※ が出現し始めた者	生活習慣の改善のための自主的な取り組みを継続的に行うことができるよう支援する。
積極的 支援	メタボリックのリスク※ が重なり出した者 (40～64 歳)	健診結果の改善に向けて、生活習慣の改善の自主的な取り組みを相当な期間、定期的・継続的に行うことができるよう支援する。

※メタボリックのリスクの判定基準

- ①肥満（腹囲：男性 85 cm 以上、女性 90 cm 以上又は BMI 25 以上）
- ②血糖（空腹時血糖：100 mg/dl 以上又は HbA1c 5.2 % 以上）
- ③脂質（中性脂肪：150 mg/dl 以上又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満）
- ④血圧（収縮期：130 mmHg 以上又は拡張期 85 mmHg 以上）

（1）実施場所及び実施期間

階層	実施場所	実施期間	実施形態
情報提供	保健センター及び 委託医療機関	6～3月	個別方式、集団方式ともに健診結果説明と同時に実施
動機付け支援 積極的支援	保健センター	7～3月	豊山町国民健康保険が実施

（2）「動機付け支援」と「積極的支援」の具体的支援内容

階層	回数	支援内容
動機付け支援	1 回	面接、6 か月後の実績評価
積極的支援	数回（3～6 月間）	面接、継続的な支援（面接、電子メール、電話、手紙等）、6 か月後の実績評価

(3) 特定保健指導対象者の選定と階層化

糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を改善させるために、効果的・効率的な保健指導を実施する。そのため、①、②及び別表2に基づき特定保健指導対象者の選定と特定保健指導のレベルの階層化を行い、その結果から生活習慣の改善により予防効果が大きく期待できる者に優先順位をつけ、選定して特定保健指導を行う。

① 特定保健指導の対象者（階層化）基準

腹囲	メタボリックのリスク	喫煙歴	特定保健指導レベル	
	血糖・脂質・血圧		40～64歳	65～74歳
男性 85cm 以上 女性 90cm 以上	2 つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	1 つ該当	あり		
		なし		
上記以外で肥満度（BMI）25 以上	3 つ以上該当		積極的支援	動機付け支援
	2 つ以上該当	あり		
		なし		
	1 つ該当			

喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

② 特定保健指導対象者の選定の考え方

区分	レベル		対象者
特定健診受診者	レベル4	医療との連携が必要なグループ	糖尿病、脂質異常、虚血性心疾患、脳血管疾患、人工透析治療中の者*
	レベル3	ハイリスクアプローチA	レベル4以外の者で、健康診査項目が受診勧奨値の者
	レベル2	ハイリスクアプローチB	特定保健指導対象者
	レベル1	ポピュレーションアプローチ	レベル2からレベル4に該当しない者
未受診者	レベルX	レベルがわからないグループ	レベル4に記載された疾病で治療中の者
			それ以外の者

* 血圧降下剤等を服用中の者については、特定保健指導の対象としない。

③ 特定保健指導対象者の優先順位

対象者は、上記②の「特定保健指導対象者の選定レベル2」のメタボリック該当者・予備群の者とする。

順位	対象者
高い ↑ ↓ 低い	A 40代・50代の対象者
	B 健診結果が前年度と比較して悪化し、健診結果の保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルに移行するなど、健診結果の保健指導レベルでより緻密な保健指導が必要になった者
	C 質問項目（標準的な質問票）の回答により生活習慣改善の必要性が高い有病者
	D 前年度の特定保健指導対象者で未利用の者

6 特定健康診査・特定保健指導の周知案内方法

健康診査受診率向上につながるよう対象者への個別通知、豊山町主催のイベント等でのパンフレットの配布、広報・ホームページによる周知等、各機会を通して案内する。

（１）受診券・利用券・結果通知表の送付

- ① 特定健康診査受診券は、被保険者に個別に送付する。
- ② 特定健康診査受診者全員に、国が示す通知表に準じた健診結果を説明会などを活用して通知する。
- ③ 特定保健指導利用券は、特定保健指導対象者に個別に発行する。

（２）事業主健診等のデータを受領する方法

事業主健診、人間ドック等他の健診を受診した者については、受診結果を書面で提出してもらう旨の案内を、受診券送付時のパンフレット等に記載する。

また、事業主健診を実施する際に、案内文を掲示するなどして周知に努める。

（３）受診券送付後、前年度未受診者等に対し電話などで受診勧奨を行う。勧奨に当たっては、より効果的に受診を促せるよう、方法・内容に工夫を凝らしていく。

（４）がん検診との同時受診

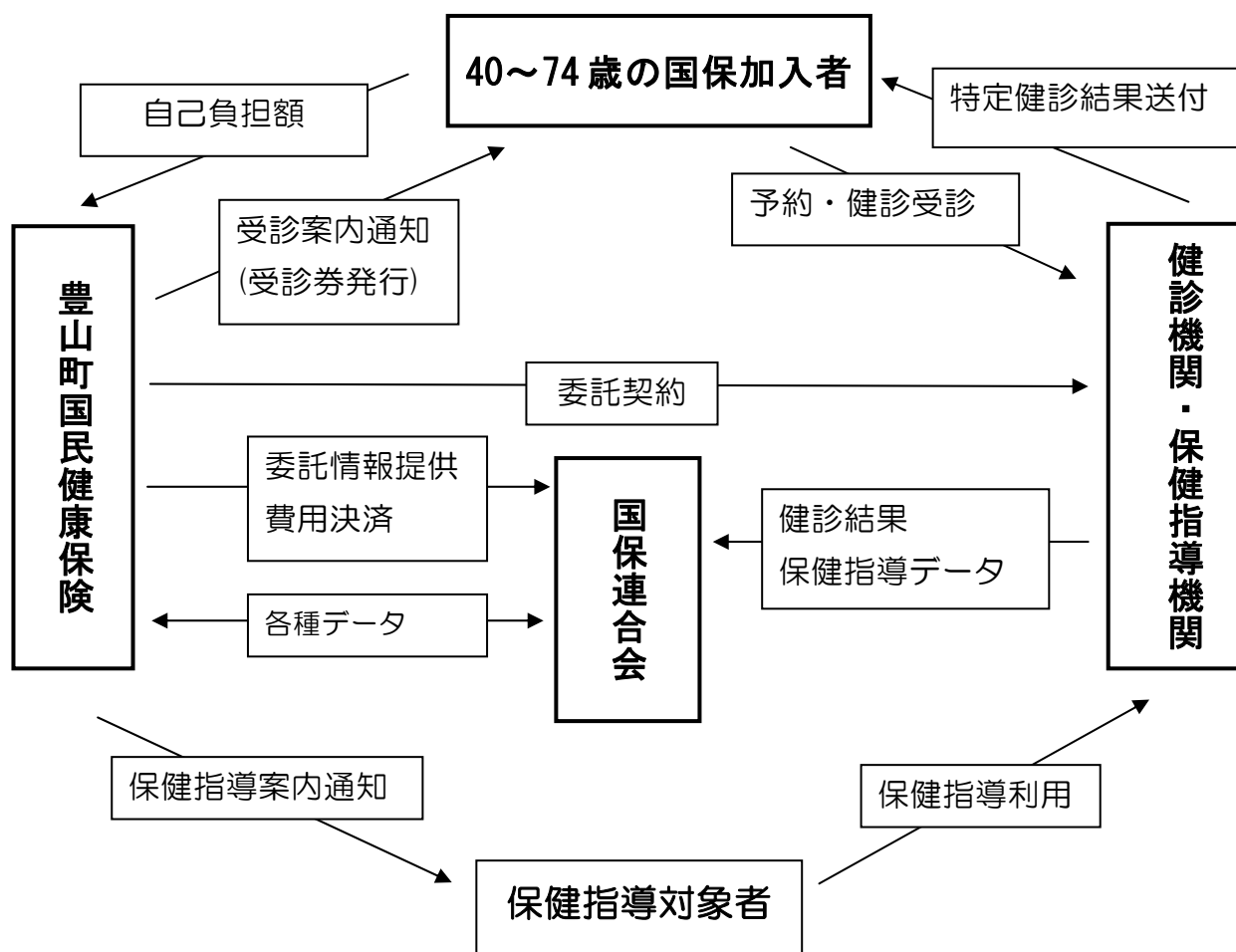
豊山町内の医療機関で個別健診を受ける場合は、がん検診と同時に受診できるように調整を行う。

7 外部委託等について

実施率の向上及び被保険者の利便性の向上と専門性の確保のため、国が定める「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に基づき、特定健康診査を外部委託により実施する。なお特定保健指導は、豊山町国民健康保険（保健センター）が実施する。

8 実施体制について

（1）事務の流れ



（2）自己負担額

特定健康診査の自己負担額は、必要に応じて手数料を徴収する。特定保健指導の自己負担額は無料とする。

9 年間実施スケジュール

月	特定健康診査	特定保健指導
4 月	- 健康診査対象者の抽出 - 健診機関との契約	
5 月	受診券の送付	
6 月	- 特定健康診査（集団健診）の実施 - 特定健康診査（個別健診）の開始	
7 月	- 特定健康診査データの受領 - 費用決済	- 特定保健指導対象者の抽出 - 特定健康診査（集団健診）結果説明 - 利用券の発行 - 発行情報の登録
8 月	特定健康診査（集団健診）の実施	特定保健指導の開始
9 月		特定健康診査（集団健診）結果説明
10 月	特定健康診査（集団健診）の実施	
11 月	契約機関・実施内容見直し	特定健康診査（集団健診）結果説明
12 月	特定健康診査（個別健診）の終了	
1 月		
2 月		
3 月	契約手続き - 実施機関との交渉 - 委託料の決定 - 実施時期の調整	

第3章 個人情報の保護

1 特定健康診査・特定保健指導の記録・データの保管、管理体制

特定健康診査・特定保健指導のデータは、契約機関等から代行機関を通じ電子データを随時（又は月単位）で豊山町国民健康保険が受領する。

このデータは、セキュリティ確保のもと豊山町国民健康保険の主管課である生活福祉部住民課が保管し、生活福祉部住民課長が管理責任者となる。

保管期間は、豊山町文書管理規程に基づき5年間保存とする。また、他の医療保険者に異動するなど被保険者でなくなった場合には、異動年度の翌年度末まで保管する。

2 個人情報保護対策

特定健康診査・特定保健指導のデータは、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取り扱いのための安全管理に関するガイドライン」、「豊山町個人情報保護条例」等を遵守し、データの正確性の確保、漏えい防止措置を行う。

外部委託においても、従業員の監督、個人情報保護の厳重な管理、目的外使用の禁止などを契約書等に記載する。

第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

豊山町国民健康保険特定健診等実施計画は、広報及びホームページで周知公表を行う。

第5章 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

特定健康診査・特定保健指導の実績集計の分析内容等を通じて、保健センターと協力しながら目標の妥当性や達成度、実施方法等を評価し、適宜見直しを図る。

第6章 その他関連事項

1 担当部署等について

住民課及び保健センターで連携し業務を行う。

2 健康増進法等による健康診査等との関連

（1）健康増進法に基づく健診及びがん検診（担当課 保健センター）

健康増進法に基づく各種健康診査は、保健センターで実施する。

（2）後期高齢者の保健事業（担当課 住民課・保健センター）

75歳以上の町民に対しては、町が愛知県後期高齢者医療広域連合の保健事業の委託を受け、保健センターで行う。

保健指導については、健康増進法に基づく事業で対応する。

別表 1

特定健康診査・特定保健指導のフロー図

特定 健康診査	実施案内	豊山町国民健康保険から受診案内を送付
	実施場所	豊山町保健センター及び指定医療機関で実施
	実施内容	基本的な健診 ＋ 詳細な健診

結果に基づき

生活習慣改善の必要性レベルを判定し、特定保健指導対象者を選定

生 活 習 慣 改 善 の 必 要 性 レ ベ ル			
レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4
レベル 2 から レベル 4 に 該当しない者	特定保健指導対象者	レベル 4 以外で、 健康診査項目が 受診勧奨値の者	糖尿病、脂質異常、 虚血性心疾患、脳血 管疾患、人工透析治 療中の者※

判定・結果 通知	情 報 提 供
	特定健康診査の受診者全員に健診結果を通知し、生活習慣の見直しや改善に役立つ情報を提供する。

レベル 2

レベル 3

レベル 4

医療機関受診の確認

医療機関受診の勧奨

特定 保健指導	動 機 付 け 支 援	積 極 的 支 援
	生活習慣病の改善にもとづき、目標を設定し行動できるよう支援	健診判定の改善に向けて実践できる目標を選択し、継続的に実行できるよう支援

※血圧降下剤等を服用中の者については、特定保健指導の対象としない。

別表 2

特定保健指導対象者のフロー図

